

新潟県建設生産システム合理化指導要綱 新旧対照表

	新	旧
<p>P3</p> <p>第1～第5の1(2)(略)</p> <p>(3) 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないことに留意すること。(法第19条の5第2項)</p> <p>(4) 請負価格は、契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする こと。 また、消費税及び地方消費税相当分を計上すること。</p> <p>(5) 請負価格の決定は、見積り及び協議を行う等の適正な手順によることとし、特に次のことに留意すること。 ア 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができる等正当な理由がある場合^{*1}を除き、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないこと。(法第19条の3第2項) イ 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び適正な施工を確保するために不可欠な経費^{*2}、その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した見積書(以下、「材料費等記載見積書」という)を作成するよう努めること。(法第20条1項)</p>	<p>第1～第5の1(2)(略)</p> <p>(3) 請負価格は、契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする こと。 また、消費税及び地方消費税相当分を計上すること。</p> <p>(4) 請負価格の決定は、見積り及び協議を行う等の適正な手順によることとし、特に次のことに留意すること。</p> <p>ア 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めること。(法第20条第1項) なお、見積条件については、建設生産システム合理化推進協議会(平成3年8月8日設立。国土交通省、建設業者団体等で構成)から『総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化についてー</p>	

なお、見積条件については、建設生産システム合理化推進協議会（平成3年8月8日設立。国土交通省、建設業者団体等で構成）から『総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－』の申合せがなされているので参考とすること。

ウ 建設業者が材料費等記載見積書に記載する材料費、労務費その他経費の額は当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならないこと。（法第20条第2項）

なお、労務費の相場観として、中央建設業審議会（昭和24年8月20日設置。国土交通省、建設業者団体等で構成）が「労務費に関する基準」^{※3}を作成しているので留意すること。

エ 注文者は、契約を締結する前に契約の内容を具体的に提示し、かつ、その後受注者が見積りをするために必要な期間を次のとおり与えること。（法第20条第3項、施行令第5条第9項）

- | | |
|------------------------------|-------|
| (ア) 予定価格が500万円未満の工事 | 1日以上 |
| (イ) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事 | 10日以上 |
| (ウ) 予定価格が5,000万円以上の工事 | 15日以上 |

ただし、やむを得ない事情があるときは、(イ)及び(ウ)の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－』の申合せがなされているので参考とすること。

イ 建設業者は、建設工事の発注者又は注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付すること。

（法第20条第2項）

ウ 注文者は、契約を締結する前に契約の内容を具体的に提示し、かつ、その後受注者が見積りをするために必要な期間を次のとおり与えること。（法第20条第4項、施行令第6条第1項）

- | | |
|------------------------------|-------|
| (ア) 予定価格が500万円未満の工事 | 1日以上 |
| (イ) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事 | 10日以上 |
| (ウ) 予定価格が5,000万円以上の工事 | 15日以上 |

ただし、やむを得ない事情があるときは、(イ)及び(ウ)の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

オ 建設業者は、建設工事の発注者又は注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付すること。(法第20条第4項)

カ 建設工事の注文者は、見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る事となるような変更を求めてはならないこと。(法第20条第6項)

(6) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

※1 正当な理由として認められる場合(建設業法施行規則第13条の11)

- ・ 自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- ・ 先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- ・ 建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

※2 適正な施工を確保するために不可欠な経費(建設業法施行規

(5) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

則第13条の12)

- ・ 法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金

※3 「労務費に関する基準ポータルサイト」

URL : <https://roumuhi.mlit.go.jp/>

2～第10 (略)

P14 附 則 (令和8年4月1日改正)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式1

建設工事標準下請契約約款

P15 ※別添新旧対照表のとおり改正

2～第10 (略)

別紙様式1

建設工事標準下請契約約款

(改正)

(表-1) 施工体制台帳の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社（A社）に関する事項 イ 名称、許可番号 ロ 許可を受けている建設業の種類 ハ 健康保険等の加入状況	
(2) 自社（A社）が発注者と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日、発注者の名称、住所請負契約を締結した自社（A社）の営業所の名称、所在地 {ハ 発注者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 自社（A社）が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、主任技術者資格又は監理技術者資格、専任か否かの別 {ヘ 監理技術者補佐を置く場合は、その者の氏名、監理技術者補佐資格} ト 自社（A社）が主任技術者又は監理技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格 チ 当該建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日及び年齢、職種 等（作業員名簿で可。） リ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生の従事状況	請負契約書の写し （電子契約の場合、電子契約書（PDF等）でも可能。ただし、原本性を担保する証明書又は誓約書を付すこと。）※注4 主任技術者資格又は監理技術者資格及び雇用関係を証する書面またはこれらの写し {監理技術者補佐資格及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し} {主任技術者資格及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し}
(3) 自社（A社）の下請負人B社に関する事項 イ 下請負人B社の名称、住所 {ロ 下請負人B社が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況	
(4) 自社（A社）が下請負人B社と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期、数量 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社（A社）が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人B社が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人B社が建設業者の場合は、下請負人B社の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {ヘ 下請負人B社が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社（A社）の営業所の名称、所在地 チ 当該建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日及び年齢、職種 等（作業員名簿で可。） リ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生の従事状況	請負契約書の写し （電子契約の場合、電子契約書（PDF等）でも可能。ただし、原本性を担保する証明書又は誓約書を付すこと。）
再下請負通知書一式（その添付書類を含む）	

注 1 添付書類に記載されている事項は、施工体制台帳への記載が省略できる。
 2 (2)及び(4)の「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、施工体制台帳への記載が省略できる。
 3 {カッコ}書きは、該当する場合にのみ必要なものである。
 4 専門技術者とは、建設業法第26条の2第2項に規定する技術者のことをいう。

(表-1) 施工体制台帳の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社（A社）に関する事項 イ 名称、許可番号 ロ 許可を受けている建設業の種類 ハ 健康保険等の加入状況	
(2) 自社（A社）が発注者と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日、発注者の名称、住所請負契約を締結した自社（A社）の営業所の名称、所在地 {ハ 発注者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 自社（A社）が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、主任技術者資格又は監理技術者資格、専任か否かの別 {ヘ 監理技術者補佐を置く場合は、その者の氏名、監理技術者補佐資格} ト 自社（A社）が主任技術者又は監理技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格 チ 当該建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日及び年齢、職種 等（作業員名簿で可。 ただし、下請負人に関する事項も含む。 ） リ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生	請負契約書の写し （電子契約の場合、電子契約書（PDF等）でも可能。ただし、原本性を担保する証明書又は誓約書を付すこと。）※注4 主任技術者資格又は監理技術者資格及び雇用関係を証する書面またはこれらの写し {監理技術者補佐資格及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し} {主任技術者資格及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し}
(3) 自社（A社）の下請負人B社に関する事項 イ 下請負人B社の名称、住所 {ロ 下請負人B社が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況	
(4) 自社（A社）が下請負人B社と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期、数量 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社（A社）が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人B社が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人B社が建設業者の場合は、下請負人B社の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {ヘ 下請負人B社が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社（A社）の営業所の名称、所在地 チ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生	請負契約書の写し （電子契約の場合、電子契約書（PDF等）でも可能。ただし、原本性を担保する証明書又は誓約書を付すこと。）
再下請負通知書一式（その添付書類を含む）	

注 1 添付書類に記載されている事項は、施工体制台帳への記載が省略できる。
 2 (2)及び(4)の「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、施工体制台帳への記載が省略できる。
 3 {カッコ}書きは、該当する場合にのみ必要なものである。
 4 専門技術者とは、建設業法第26条の2第2項に規定する技術者のことをいう。

(表-2) 再下請通知書の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社（Ｂ社）に関する事項 イ 名称、住所（自社が建設業者の場合は、その許可番号）	
(2) 自社（Ｂ社）が注文者（Ａ社）と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称	
(3) 自社（Ｂ社）の再下請負人（Ｃ社）に関する事項 イ 再下請負人の名称、住所 ロ 再下請負人が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種 ハ 健康保険等の加入状況	
(4) 自社（Ｂ社）が再下請負人（Ｃ社）と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 ハ 自社（Ｂ社）が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法 ニ 再下請負人（Ｃ社）が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法 ホ 再下請負人（Ｃ社）が建設業者の場合は、再下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別 ヘ 再下請負人Ｃ社が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格 ト 当該建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日及び年齢、職種等（作業員名簿で可。） チ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生の従事状況	<p>】 請負契約書の写し</p>

- 注 1 添付書類に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できる。
2 (4)の「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書の添付により、再下請負通知書への記載が省略できる。
3 「カッコ」書きは、該当する場合にのみ必要なものである。
4

県との電子契約書の原本性を担保する証明書

※電子契約システムから出力する。

誓約書の記載例

- ※以下3つの要件が書いてあればよしとする。
①「誓約書」等のタイトル
②電子契約書の原本と内容に相違がない旨の記載
③「令和〇年〇月〇日 株式会社 現場代理人（名前）」といった記載

(表-2) 再下請通知書の内容

記載事項	添付書類
(1) 自社（Ｂ社）に関する事項 イ 名称、住所（自社が建設業者の場合は、その許可番号）	
(2) 自社（Ｂ社）が注文者（Ａ社）と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称	
(3) 自社（Ｂ社）の再下請負人（Ｃ社）に関する事項 イ 再下請負人の名称、住所 ロ 再下請負人が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種 ハ 健康保険等の加入状況	
(4) 自社（Ｂ社）が再下請負人（Ｃ社）と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 ハ 自社（Ｂ社）が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法 ニ 再下請負人（Ｃ社）が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法 ホ 再下請負人（Ｃ社）が建設業者の場合は、再下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別 ヘ 再下請負人Ｃ社が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格 ト 一号特定技能外国人、外国人技能実習生	<p>】 請負契約書の写し</p>

- 注 1 添付書類に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できる。
2 (4)の「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書の添付により、再下請負通知書への記載が省略できる。
3 「カッコ」書きは、該当する場合にのみ必要なものである。
4

県との電子契約書の原本性を担保する証明書

※電子契約システムから出力する。

誓約書の記載例

- ※以下3つの要件が書いてあればよしとする。
①「誓約書」等のタイトル
②電子契約書の原本と内容に相違がない旨の記載
③「令和〇年〇月〇日 株式会社 現場代理人（名前）」といった記載